

滋賀の男女共同参画

統計で見る男女共同参画の状況

平成22年度パートナーシップ2010プラン進捗状況

平成23年12月

滋 賀 県

はじめに

滋賀県では、平成14年4月に「滋賀県男女共同参画推進条例」を施行し、平成15年3月には、男女共同参画社会基本法および条例に基づき、「滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが2010プラン（改訂版）～」を策定し、平成20年2月には、「滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが2010プラン（第2次改訂版）～」を策定し、取組を進めてきました。

平成23年3月には、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題や関係法令の改正等の動きを踏まえ、新たに「滋賀県男女共同参画計画～新パートナーしがプラン」を策定しました。

本書は、条例第19条に基づき、男女共同参画計画に掲げる施策の平成22年度実績と平成23年度の事業概要を取りまとめて、男女共同参画施策の実施状況について明らかにするとともに、各種統計データにより、滋賀県の男女共同参画の推進状況を明らかにしたものです。

本県の状況をみますと、重要な方針を決定する場に参画している女性は、行政、事業者、民間団体等どの分野をとってもまだまだ少ない一方、男性が家庭や地域の活動に十分参画できていない状況がうかがわれます。

女性が持つ本来の力を発揮して、社会の活力を維持・向上させるため、一層の活躍が促進されるなど、男女が共に仕事と生活の調和がとれた生活ができるよう環境を整えていくことが重要な課題となっています。

また、意識の面でも、固定的な男女の役割分担意識にとらわれない人の割合は半分程度にとどまるなど、より一層の取組が必要です。

女性も男性も、一人ひとりが持てる個性や能力を存分に発揮して、喜びを共に享受し、共に責任を担いながら、互いに生きがいを持って意欲的に暮らせる男女共同参画社会の実現は、わたしたちみんなの願いです。

県民の皆さまも、それぞれの立場で、主体的かつ日常的な男女共同参画推進の取組に、本書をお役立ていただければ幸いです。